

05 離婚解決事例

CASE
05

不倫をした妻と離婚をし、幼い子どもの親権を夫が獲得したケース

離婚

事案の概要

30代 男性 公務員

相談者は社内恋愛の末、結婚をし、妻との間には子どもにも恵まれ、幸せな生活を送っていました。

マイホームを建てようと検討していた矢先、妻の帰りが最近いつもより遅くなったことなどに不審を抱いた相談者は、妻の携帯電話のメールをこっそりみたところ、妻が職場の上司と不倫していることが発覚しました。

幸せな家庭を壊した不倫相手へきっちり慰謝料を請求したいが、妻と離婚した場合に果たして子どもの親権を夫側が獲得できるのか、不安になった相談者は、担当弁護士に相談することになりました。

解決結果

まずは、不倫相手へ慰謝料請求を行ったものの、金額面での開きが大きく、慰謝料を請求する裁判を提起することとなりました。

メールのやりとりなど、不倫をしていたことが明白である証拠があることを前提に、尋問を行うまでもなく、不倫をしていたことが裁判では認定され、**165万円の慰謝料**が認定され、**勝訴**しました。

他方で妻との間では、幼い幼児の親権をどちらが取得するかについては、妻側も一歩も譲歩しなかったため、離婚調停を申し立てました。

離婚調停でも、親権の取得が争点となりましたが、妻側も親権を譲らず、離婚調停は不成立となりました。

離婚裁判を提起することとなり、夫である依頼者側がすでに子どもと1年以上同居しており、監護状況には何らの問題もないことなどを強く主張しました。

最終的には妻側が譲歩する形で、相談者が親権を取得することで、裁判上の和解による解決を図りました。親権の獲得と合わせて、両者の収入を前提に、相場となる養育費を妻には支払ってもらうことで合意しました。

担当弁護士からひとこと

不倫相手との慰謝料裁判においては、**不倫（肉体関係）を示す証拠メールのやりとり**を相談者が入手していることが決め手になりました。

強気の姿勢を示したことで、裁判でも相手方は不倫があったことは争ってくることはありませんでした。

妻との離婚においては**親権の獲得**がこそが何よりの最終目標でした。

妻側に対しては、**手厚い面会交流を認めること**で、妻側からの子どもの引き渡しの要求を遮断することができました。

裁判が長引く中、結果的に相談者である夫側の**監護の実績**を積んでいくことができました。

離婚裁判を提起した段階ですでに依頼者は子どもと1年以上同居しており、判決になったとしても親権の獲得が確ほぼ実なものとなりました。